

【表紙】

|            |                                                                              |
|------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                                                                        |
| 【提出先】      | 関東財務局長                                                                       |
| 【提出日】      | 平成30年 7 月 4 日                                                                |
| 【会社名】      | 株式会社駒井ハルテック                                                                  |
| 【英訳名】      | KOMAIHALTEC Inc.                                                             |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 田 中 進                                                                  |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市西区立売堀四丁目 2 番21号                                                           |
| 【電話番号】     | 06(4391)0811(代)                                                              |
| 【事務連絡者氏名】  | 専務取締役 中 村 貴 任                                                                |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都台東区上野一丁目19番10号                                                            |
| 【電話番号】     | 03(3833)5101(代)                                                              |
| 【事務連絡者氏名】  | 理事 総務部長 駒井 寛                                                                 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社駒井ハルテック本社<br>(東京都台東区上野一丁目19番10号)<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) |

## 1 【提出理由】

平成30年 6 月28日開催の当社第89回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成30年 6 月28日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 期末配当に関する事項

##### 1. 配当財産の種類

金銭

##### 2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき30円

総額141,345,660円

##### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年 6 月29日

#### 第2号議案 取締役 6 名選任の件

取締役として、中村 貴任、東 隆行、川本 俊彦、奥原 光、渡邊 英一、寺澤 豊を選任する。

#### 第3号議案 監査役 2 名選任の件

監査役として、大森 元、藤枝 伸明を選任する。

#### 第4号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を月額から年額に改め、年額240百万円以内(うち社外取締役分は24百万円以内)と改定する。

#### 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件

第4号議案による改定後の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内として新たに設定する。

#### 第6号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を月額から年額に改め、年額72百万円以内と改定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項                                              | 賛成数<br>(個) | 反対数<br>(個) | 棄権数<br>(個) | 可決要件  | 決議の結果及び<br>賛成割合(%) |
|---------------------------------------------------|------------|------------|------------|-------|--------------------|
| 第1号議案<br>剰余金の処分の件                                 | 34,685     | 998        | 0          | (注) 1 | 可決 96.98           |
| 第2号議案<br>取締役6名選任の件                                |            |            |            | (注) 2 |                    |
| 中村 責任                                             | 35,279     | 404        | 0          |       | 可決 98.64           |
| 東 隆行                                              | 35,426     | 257        | 0          |       | 可決 99.05           |
| 川本 俊彦                                             | 35,426     | 257        | 0          |       | 可決 99.05           |
| 奥原 光                                              | 35,426     | 257        | 0          |       | 可決 99.05           |
| 渡邊 英一                                             | 35,391     | 292        | 0          |       | 可決 98.95           |
| 寺澤 豊                                              | 35,441     | 272        | 0          |       | 可決 99.01           |
| 第3号議案<br>監査役2名選任の件                                |            |            |            | (注) 2 |                    |
| 大森 元                                              | 35,258     | 425        | 0          |       | 可決 98.58           |
| 藤枝 伸明                                             | 35,279     | 404        | 0          |       | 可決 98.64           |
| 第4号議案<br>取締役の報酬額改定の件                              | 34,029     | 1,654      | 0          | (注) 1 | 可決 95.15           |
| 第5号議案<br>取締役に対する譲渡<br>制限付株式報酬制度<br>に係る報酬額設定の<br>件 | 32,506     | 3,175      | 0          | (注) 1 | 可決 90.89           |
| 第6号議案<br>監査役の報酬額改定の件                              | 35,362     | 321        | 0          | (注) 1 | 可決 98.87           |

(注) 1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使の議決権の数及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算しておりません。

以上